

令和7年 春の全国交通安全運動 青森県トラック協会実施計画

令和7年2月 (公社)青森県トラック協会

青森県トラック協会(以下、青ト協という。)は、全日本トラック協会並びに、青森県交通対策協議会策定の実施要綱、東北運輸局策定の実実施計画に基づき、下記のとおり令和7年春の全国交通安全運動実施項目を定め、4月6日(日)から同月15日(火)までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、本交通安全運動を推進する。また、実施にあたっては、全国運動重点の「こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシート の適切な使用の促進」「自転車・特定小型原動機付自動車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組むものとする。また、トラック運送業界として、全国統一の事故0(ゼロ)を目指す日を4月10日(木)に設定し、交通事故防止意識の醸成に努め、更なる交通事故防止対策の深度化を図る。

記

1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者等」)は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 飲酒運転の根絶

近年の事業用トラックによる飲酒事案の急増を踏まえ、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、トラックドライバーへの飲酒運転をしないことの宣言書署名など、飲酒運転根絶に向けた事業者等と連携した取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では6割強を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、全ト協で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～」、「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～」等を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。また、交差点等における左折事故防止対策の取り組みとして、側方衝突監視警報装置等の事故防止に有効な安全装置の普及促進を図る。

<重点推進項目>

(3) 子供と高齢者を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止

子供と高齢者を始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点

灯、夜間はハイビームの活用と昼間よりも控えめの速度で走行することの励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

(6) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止

運転者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性と、令和2年6月の道路交通法改正による罰則強化について周知を図り、その防止を徹底する。また、適性診断の結果も活用するなどして、運転者に対し「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導すること。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図る。

(7) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

(8) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(9) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(10) 過労運転の防止

事業者は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(11) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろろう運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ、ツールボックス落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく、緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策並びに、走行前の左後輪点検の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

4. 広報活動の推進

- (1) 青ト協は、ポスター、会報、ホームページ等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等への参加に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3) 青ト協は、テレビ、ラジオ放送、新聞広告を活用した交通安全運動のPRを行い、運転者のほか、広く一般市民に対し交通安全意識の高揚を図る。特に、4月10日(木)が「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」であることに重点を置き、交通事故防止意識の醸成に努める。

5. 報告

本運動終了後、青ト協本部経由にて青森運輸支局長へ実施結果報告書を提出するので、4月16日(水)までにWEBフォームに入力するか、下記提出先へ送付、持参すること。(期日厳守)

提出方法：WEBフォーム、郵送、ファックス、持参 いずれも可

提出先：郵送先 〒030-0111 青森市大字荒川字品川 111-3
(公社)青森県トラック協会 交通安全運動係
FAX送信先 017-729-2266

WEBフォーム：<http://www.aotokyo.or.jp/?p=18795>

※ 参考資料等については、青ト協ホームページ(<http://aotokyo.or.jp>)「青ト協からのお知らせ」からダウンロード出来ますので、ご利用ください。

- ◇ 飲酒運転防止対策マニュアル
- ◇ 飲酒運転の根絶を目指して～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～
- ◇ トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～
- ◇ 警察庁 令和元年改正道路交通法リーフレット(運転中のスマホ使用罰則強化)
- ◇ 警察庁 令和2年改正道路交通法リーフレット(あおり運転は犯罪！免許取消！)
- ◇ トレーラハンドブック
- ◇ 鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック
- ◇ 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル
- ◇ トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)
- ◇ WEB版ヒヤリハット集
- ◇ 自動車点検整備推進運動実施要領
- ◇ 不正改造車を排除する運動実施要領
- ◇ 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて
- ◇ トラック運送業界における点検整備推進運動
- ◇ トラックの重大事故にかかる統計データ
- ◇ 国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」配信サービス